

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

S2020129
S18059

③施設名等

名称：	児童養護施設 聖ヨハネ学園
施設長氏名：	宮脇 弘次
定員：	80名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	高槻市宮之川原2丁目9番1号
T E L：	072-687-0541
U R L：	https://yohanegakuen.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1952/5/30
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 聖ヨハネ学園
職員数 常勤職員：	29名
職員数 非常勤職員：	21名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の数：	6名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の数：	23名
有資格職員の名称(ウ)	社会福祉主事
上記有資格職員の数：	14名
有資格職員の名称(エ)	公認心理師
上記有資格職員の数：	3名
有資格職員の名称(オ)	栄養士
上記有資格職員の数：	1名
有資格職員の名称(カ)	調理師
上記有資格職員の数：	1名
施設設備の概要(ア) 居室数：	44室
施設設備の概要(イ) 設備等：	本館(食堂,事務室,会議室,理事長室・法人本部)及び児童棟3棟
施設設備の概要(ウ)：	幼児棟(幼児・小学低学年男女), グループケア棟(小学生男女)
施設設備の概要(エ)：	学童棟(中高男女), 地域小規模児童養護施設1か所

④理念・基本方針

<p>◆理念 「いのちかがやくために」 ・ご利用者が かがやくために ・地域と共に かがやくために ・職員が かがやくために ・職場が かがやくために</p> <p>◆基本方針 子どもたちが「健康で豊かな心」を持ち、「自主性と協力・協調性」を養い、将来よき社会人として生活していくことができるように、日々の生活をともに過ごして援助を行う。</p>

⑤施設の特徴的な取組

<p>①母体である教会との交流 イースター、夏季キャンプ、クリスマス、お正月、日曜礼拝などを通じて、学園外の方と触れ合う機会を設けて、人とのつながりや温かさを感じることもできる機会を持っています。</p> <p>②奨学金制度 本学園独自の奨学金制度を展開しています。</p> <p>③学習支援 学習ボランティアをはじめとして塾講師による訪問学習など少人数での学習機会を設けています。また、個別の子どもの習熟度に応じた個別カリキュラムを展開しています。その結果高校生の進学状況にも好影響を与えており、高等教育への進学を希望する子どもが増加傾向にあります。</p>
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア) 契約日(開始日)	2021/10/22
評価実施期間(イ) 評価結果確定日	2022/3/22
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑦総評

◇法人・施設の概要

現在の社会福祉法人「聖ヨハネ学園」は、明治22年に大阪市東区にて貧院(後の救児院)として創設されました。明治38年に大阪市天王寺区へ新築移転し、明治39年名称を「大阪聖ヨハネ学園」に改称しました。昭和17年に財団法人「高志学園」と改称し、昭和27年に財団法人を解散して社会福祉法人となり、平成元年には創立100周年記念式を挙行し現在に至っています。

施設は府道枚方亀岡線沿いの小高い丘の上であり、近隣には同一法人の高齢者総合施設及び障がい者支援施設等がありません。近くには摂津峡・さくら公園があり、花見シーズンには賑わいます。

2004年から小規模グループケアを開始、2010年から大規模改修工事に着手し、2011年には二つ目のグループケアもスタートしています。また、2020年からは徒歩で数分程度の場所に、地域小規模児童養護施設を展開していて、2施設目についても検討中です。

◇特に評価の高い点

■児童の進学促進に向けた奨学金制度

本施設は、キリスト教(聖公会)精神に基づいて設立された施設で立教大学とも縁が深く、同大学の学生がボランティアを始めたのち、施設への貢献として行なった寄附金を原資にして、施設を退所し大学等に進学して自立を目指す学生に奨学金を貸与(現在は支給)することが始まった。見返りを期待しない会員の意思に基づいて運営されているが、その効果は大きく、児童の社会的自立に貢献しています。

■職員のチームワーク

新任職員やベテラン職員から『職員同士が助け合い協力し合って互いに気持ちよく働いている』という話が聞けました。顔を合わせる職員の表情はみな明るく、その明るさは子どもたちにも光を届けると感じさせられました。

■「子どもいけばこ」の用紙の工夫

子どもの意見を引き出すことは重要ですが、いざ用紙に向かうと書き出しにくいものです。その用紙に子どもたちに問いかけるような表記があり、公表を望むのかどうか、名前も「かかなくていいよ」と安心感を与えています。これにイラストでも入っていれば、なお親しみを感じ書きやすくなると思えました。

■調理職員によるお誕生ケーキの取り組み

お誕生日は特別な日です。市販のお誕生ケーキも悪くはありませんが、特別な日に子どもの好きなものを表現した、特別工夫されたケーキは(写真で見せていただきました)、カラフルで立体的・ポップで、栄養士さん調理員さんたちの温かい気持ちが伝わってくる、まさに世界に一つだけのケーキでした。

◇改善を求められる点

■マニュアルの整備とさまざまな文書化

子どもとの丁寧な関わりや支援が日々なされているように伺えますが、そういった関わりや支援についての手順、検討、見直し、継続といったことが文書によってあまり整理されていません。日々の支援の意義を明確にし、それを業務に位置づけること心がけを文書化しておくことが求められます。この点は、前回の第三者評価受審において求められた「標準的な実施方法」等の文書化と同様と言え、また、同じく指摘のあった「中長期計画」についても、いまだ不十分と言わざるを得ません。

過去を見直し、新たなプラン・手順を定めて具体に取り組み、また振り返るとい、いわゆるPDCAサイクルで取り組むことが重要ですが、その時に必ず文書化し、いつ見直したのかを記載しておくことが求められます。この繰り返しは聖ヨハネ学園の養育支援の向上をもたらすものと期待しています。

■組織的な取り組み

第三者評価の結果に基づき、どこをどのように改善していくかを考えるにあたり、施設として重点項目は何か、誰が中心になって取り組むかなどが浮かび上がってきませんでした。重点項目に対するプロジェクトチームなど担当委員会的なものを立ち上げ、組織的に取り組むことが求められます。

施設運営や子どもの支援において施設長からのトップダウンだけではなく、職員が主体的に取り組む委員会活動などを通じて職員からのボトムアップを図ることが期待されます。

【地域小規模児童養護施設】

一戸建ての中古物件を取得したのですが、幹線道路から少し入った静かな住宅地にあります。4LDKで、居室は2人部屋ですがゆとりが感じられます。傾斜地に建てられているため一見平屋建てに見えますが、本来の1階(地下)部分が、駐車・駐輪スペースで、物置スペースも確保されています。

食事については、本体施設で調理されたものを提供して、ホームの運営を支援しています。ただ、そのことは、地域小規模施設としての意義を弱め、自主・自立性を阻害することにもつながりかねず、若干懸念を覚えるところです。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の受審時に指摘やアドバイスを受けていた箇所の改善ができておらず、第三者評価への取り組みの甘さが露呈しました。様々な項目で取り組みは行っていますが、フローチャートがなかったり、記録が不十分だったり、詰めが甘かったと思います。職員の経験年数やスキルに関係なく、対応できるようなシステムの構築が今後の大きな課題と捉え、次回の受審までに計画的に取り組んでいきたいと思えます。

⑨第三者評価結果(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の概要及び児童養護施設の概要がホームページやパンフレットで広く周知されています。その中に、キリスト教の教義に基づいた理念や基本方針がうたわれています。このパンフレットを、地域のシルバーゴルフのかいじょうにいられている方々に配布などしています。 ・職員の周知については、会議が始まる前に月に3～4回、法人理念を全員で唱和しています。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉事業全体の動向は、施設長が全国児童養護施設協議会や大阪府社会福祉協議会の児童部会等を通して情報収集にあたり、課題の把握に努めています。 ■養育・支援のコスト分析等は、来年度末に多数退所することを考慮して、本年度のうちに入所児数72人(90%)を目指していますが困難な状況です。ニーズ把握など総合的な分析のあり方については十分とは言えません。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■法人・施設の経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、ICT化、職員のメンタル等については、問題認識を持っています。 ■経営課題については、日頃より施設長や管理職で話し合いが行なわれています。今後は、職員会議等で職員全体に周知・理解を促すだけにとどまらず、委員会などのプロジェクトを組織して職員が主体的に具体かつ計画的に話し合いを重ね取り組んでいくことが望まれます。 	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■小規模かつ地域分散化等推進計画を策定し、2022年度には地域小規模児童養護施設の2箇所目の開設を計画しています。また、定員80名に対して90%の在籍を目標に安定した経営を目指しています。この計画では「中長期計画検証委員会」を年2回開催し、進捗状況の報告や必要に応じた計画の修正に努めています。 ■しかしながら、養育・支援の内容の把握、数値化に基づく組織や職員体制、人材育成等の現状分析が具体的に示されていません。今後は、より具体的な数値目標や成果等を設定することにより、実施状況の評価を行なえる内容にし、自施設のサービスの質の向上に向けた総合的な計画の立案が望まれます。 	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■単年度の事業計画は、年度の事業運営方針によって確認することができますが、具体的な実施時期、目標数値などが明記されていません。実行・実現に向けて施設の取り組みを具体的に示すことが望まれます。 	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<p>■事業計画の策定は、概ね決められた時期に施設長や管理職等が中心となって行なっており、「2020(令和2)年度事業運営方針」の内容で見ると、実施時期や具体的な取り組み内容、目標数値などが明示されていません。</p> <p>■運営方針と事業報告書とは整合性がなければいけません。今後の計画づくりでは、その点に留意し、策定の検討に入ることが望まれます。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<p>■現在のところ、保護者や子どもたちに説明するという機会や準備は整えられていません。</p> <p>■今後は、現在作成途上にあるホームページ等に、事業計画の中の養育目標や事業の骨子(子どもの権利擁護のための取り組み)を記載するなどし、子どもの生活に密接に関わる事項も多数あることから、分かり易さを工夫しながら、可能な限り子どもや保護者等への周知を図っていくことが望まれます。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
<p>■養育・支援の内容は、施設長と3名の主任が常時情報共有していますが、各フロアでのミーティングや全体カンファレンスの場での情報共有は十分とは言えません。</p> <p>■自己評価の計画的実施や、第三者評価後の結果分析、重点課題及びその取り組み方法などが具体的に生かされていないようです。今後、第三者評価受審結果を活用しながら、さらなる養育支援の質の向上を目指した組織的な取り組みが期待されます。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
<p>■評価結果については、フロア単位で課題の共有化を図り、協議や分析、改善に向けて取り組んではいるようですが、残念ながら具体的な改善計画には至っていません。</p> <p>■評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしたうえ、施設内に「第三者評価委員会」といったものを立ち上げ、『皆で話し合っよりよいものをしていこう』という雰囲気をつくりあげ、継続的・計画的な改善に結びつけていくことが望まれます。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】		
<p>■「管理規程」や「職務分掌」、「連絡一覧表」には、施設長の責任が明記され、また新任研修や職員会議を通じて自らの役割と責任を表明し、予算報告、基本方針、事業運営方針の作成等に取り組んでいます。</p> <p>■今後は、施設長の役割と責任について、施設の理念・基本方針とともに、広報紙や策定予定のHPにも掲載し表明することが望まれます。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>■施設長は、遵守すべき法令等を隔年に受講する施設長研修や様々な外部研修に参加し、また毎月の施設長会議等へも出席しています。さらに行政関係者や取引事業者と積極的に関わり、常に社会情勢を把握し適正な関係性を保持するよう努めています。</p> <p>■施設長は、必要な法令遵守を常に念頭に置き、職員研修や職員会議等には、その周知徹底の機会を設け、職員の自覚や意識の向上に努めています。</p>		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>■施設長は、施設全体のバランスを考慮した上で職員体制を構築し、日々のミーティングや施設運営会議、職員会議等で報告される養育の状況を把握し、各職員に対して課題の抽出、整理、対応を提案し、養育・支援の質の向上を図っています。また、法人本部との「繋ぎ役」として法人の運営会議に望んでいます。</p> <p>■日頃から職員の意見を反映する機会や養育・支援の向上に向けて職員の個別面談、全職員を対象とした勉強会を実施するなど率先して取り組んでいます。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>■施設長は、早期に職員の労働環境改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っています。現状のコロナ渦への対応や、育児休業や有給休暇の適切な取得の実現等に積極的に取り組んでいます。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<p>■人材確保については、法人主任会議などで話し合いを重ね、資格取得の奨励を提起したり、コスト面を考慮しつつ職員配置の検討を行なうなど人員体制の充実を目指しています。また、実習生の受け入れからアルバイトを通じて本施設への就職につなげるなどして人材確保に努めています。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
<p>■様々な課題や問題について、個人面談等を通じて職員の意向や意見を把握する機会を持っていますが、具体的な人事評価制度については、当施設には合わないのではという見方でやや消極的です。ただ今後、人事評価制度についての導入を専門業者を入れ検討していく計画はあります。</p> <p>■今後、法人が理念や基本方針に基づく「期待する職員像」等を明確にし、配置や異動、昇給・昇格等に関する基準の整備やその周知を行ない、総合的な人事基準を構築していくことが望まれます。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■有給休暇取得数等のデータを収集し、「働きやすい環境」を目指して職員全体で取り組んでいます。とりわけ、全職員が連続7日間の休暇の取得(新任職員は初年度5日間)ができるよう取り組んでいることは評価できます。また、出産・育児休業を経て復帰する際には個別の面談を設け、個々に応じた就業形態(時間短縮等)がとれるよう取り組んでいます。その成果もあって、離職率は毎年2~9%と低く抑えられています。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■施設としての「期待する職員像」は明文化されていますが、職員一人ひとりが目標を設定し、その目標を管理職員等と確認し合い達成に努めるといった目標管理制度的な仕組みは構築されていません。施設長が、年に1回職員個々との面談を実施していますが、目標の設定や進捗状況の確認などが曖昧なものとなっています。</p> <p>■今後は、法人全体での組織体制づくりと、職員個々の目標について一貫性を持たせたキャリアパス等の仕組みを構築し、組織的な職員育成に向けたさらなる取り組みが期待されます。</p>		

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■施設が目指す養育・支援の実現のためには、法人の理念や施設の事業計画、職員研修、教育に関する方針、人材育成のための研修計画などにおいて、職員に必要とされる専門性に関して明確に示しておくことが大切です。</p> <p>■職員のスキルアップ、キャリア形成につながるような施設独自の研修プログラム（新任研修の充実や階級別研修の計画等）が策定され、中・長期計画や事業計画にも反映されることが求められます。</p>	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■施設内・法人内及び外部の研修の機会を十分に確保して専門性の向上に努めています。法人内の「研究発表」の場が設けられ、主任の指導を受けながら全員が一人10分～15分間発表するという取り組みがありますが、研究心の醸成、専門性の育成という点から高く評価できます。</p> <p>■施設長・主任・フロアーリーダー・心理職と様々な立場からのスーパービジョンを受けられるようになっており、メンタルのケアにもつながっています。今後も効果的かつ組織的に職員の教育・SV体制の構築が図られ、継続的に教育や研修の機会が確保されることが期待されます。</p>	
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■実習生受け入れマニュアルが用意されていますが、実習生を受け入れることの意義や必要性などの理念や考え方が明示されていません。</p> <p>■社会福祉士や保育士など職種ごとの実習実践プログラムは策定されていません。今後、策定したプログラムをもとに実習生の大学・専門学校の担当教官等と実習内容の事前打ち合わせや実習後の評価など、現場からの実習生の実習進捗状況の情報を十分に把握し、学校との連携に努めることが求められます。</p> <p>■年間50名ほどの実習生を受け入れていますが、すべて保育士養成課程です。児童養護施設に求められる地域支援・家庭支援の方向性を考えるならば社会福祉士の役割が求められます。今後、社会福祉人材の活用・育成に向けて社会福祉士の実習生の受け入れ、実習担当者の育成も検討することが望まれます。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■施設の事業や財務に関する情報を公開することは、公費による支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取り組みです。ホームページの活用により適切に公開されています。また、第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会のホームページで公開しています。</p> <p>■しかしながら、地域に向けた社会的養護施設としての印刷物・ホームページはありません。今後、施設としてのホームページの開設を検討されていますので、地域にむけて発信されるものになることを期待します。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■施設における事務、経理、取引等に関するルールは、経理規程に定めて取り組んでいます。</p> <p>■外部の専門家による監査支援等については実施されていませんが、法人全体の課題でもあり、今後その在り方等を法人ととして検討されることが望まれます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■地域との関わり方についての基本的な考え方は、「中・長期第2期の目標」中の事業展開の項目において、地域小規模児童養護施設1か所の開設について触れられていますが、地域小規模児童養護施設と地域との関わり方や、地域の子ども会とのかかわり方等については文書化されていません。</p> <p>■施設内の集会室や園庭などの地域開放や、地域の子ども会活動への参加、町内会との協働活動など地域との交流が求められます。そのことによって、地域ニーズの把握など新たな課題の発掘につながることを期待されます。</p> <p>■学校の友人が遊びに来た場合は、グラウンドや施設建物周辺において、一定のルールのもと受入れていましたが、コロナ禍の中十分な展開ができなかったようです。コロナ状況が落ち着いた後、地域の子どもたちの交流が広がることを期待します。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■ボランティア等の受け入れについては、マニュアルが策定され、受入れ時は面接や施設見学を実施しています。</p> <p>■学生のボランティアとは、年2回交流会を実施し、施設側から関わり方の要望を伝えたり、子どもたちとの関わりの中での疑問に答えるなどして、子どもや施設への理解を促しながら関係性の構築に努めています。</p> <p>■毎年夏休みフェスティバルには、多くの地域ボランティアの参加があり、楽しみを共有しながら子どもたちの支援や交流が行なわれています。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■地域における協力団体等のリスト等は整備されていますが、ボランティアの受け入れについての意義や基本的な考え方、その適切な受け入れ方などを記したマニュアルの整備が求められます。</p> <p>■施設長や職員が、地域や教育機関、病院、学校、各種団体等との会議や話し合いに参加するなど、積極的な連携に取り組んでいるようですが、今後地域小規模児童養護施設を増設していくにあたって地域との交流・関わりがより重要となってきます。関係機関・団体との連携を強めながら、子どものアフターケア等へのサポートを含めた地域のネットワーク化のさらなる取り組みが期待されます。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■施設内の設備の提供(グラウンド提供や地域のお祭りの際の備品貸し出し等)を通して、地域との交流、地域ニーズの把握がなされています。</p> <p>■施設長が要保護児童対策地域協議会メンバーに加わり、民生・児童委員の選考委員にも就任しており、このような中で、地域住民との個々の関係性を基本としながら施設理解に努めています。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■ショートステイ・トワイライト事業を実施するとともに相談事業など地域に開いている部分もありますが、地域に貢献する事業の具体的な計画等が明示されいません。</p> <p>■今後、アウトリーチ型で可能な事業、地域が必要とする事業など、他の施設の実践などを参考にして、地域住民の安全・安心のための備えをする等のさらなる公益的な事業・活動への取り組みについて検討が望まれます。</p>	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

<p>(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■法人のホームページや事業計画、「職員の手引き」等に理念や基本方針が明示され、会議の冒頭に全職員で理念を唱和するなど子どもを尊重した養育・支援の実施に向けて共通の理解が持てるよう取り組んでいます。</p> <p>■年1回全職員が受講する人権研修を行なうとともに、心理職による研修やスーパーバイズを行なって、子どもの人権に配慮したかかわりについての確認をしています。</p> <p>■今後、意見箱の開閉・開示をこまめに行ない、定期的な子どもへの聴き取りの実施、全体会議や担当者会議で情報共有を図るなど、子どもの状況把握や支援方法の確認・評価等を頻回に行なうことが望まれます。</p>	
<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■子どもの日常生活におけるプライバシー保護等の権利擁護への配慮は、支援の実践における重要課題です。プライバシーの保護についてのマニュアルはもとより、不適切な関わり事案が生じた場合の対応方法については、就業規則に明示されることが求められます。</p> <p>■今後は、ホームページ上にプライバシーポリシーを掲載するなど、子どもや保護者等に対するプライバシー保護の取り組みの周知について、さらなる工夫が望まれます。</p>	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■ホームページやパンフレット、入所のしおり・生活のしおり等を活用し、子どもや保護者等に対しては、事前の説明や入所時にも詳しい説明を行ない、丁寧な対応がなされています。</p> <p>■情報提供の内容や方法については、子どもや保護者の意見を聴取しながら適宜見直していくことが重要です。今後は、現在作成を進めているホームページにおいても、子どもや保護者等に対する情報提供のさらなる充実が期待されます。</p>	
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■養育・支援の開始時には、「生活のしおり」等を用いて、わかりやすい説明に努めています。</p> <p>■養育・支援の開始時やその過程において、子どもとは定期的に状況共有や説明の機会を設けています。また保護者とも可能な限り養育支援について、説明を行なっています。</p> <p>■また、支援の開始・過程における事象ややり取りについては、子どもや保護者の同意を得て記録を残しています。ただ、意思決定の困難な子どもや保護者への配慮についてのルール化・文書化は不十分なので、早期の検討が求められます。</p>	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■施設変更や地域・家庭への移行等にあたっては、ケース会議を実施し子どもたちに不利益が生じないように配慮しています。また、施設を退所した時に、その後の相談方法や担当者については口頭での説明がなされていますが、書面での伝達が望まれます。</p> <p>■アフターケアについては、児童の担当職員が中心となって、地域や関係機関に対し、必要に応じて引継ぎの文書を作成し、支援の継続性の確保に努めています。</p> <p>■令和3年度は、アフターケアの専門職員の配置を予定しており、措置変更、地域や家庭への移行等にあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応の充実を図ることが期待されます。</p>	

(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 ■子どもへの個別の聴き取りや個別外出時での意向確認の実施、意見箱の設置、食事アンケートの実施等により、子どもたちの満足度の向上に向けた取組みが定期的に行なわれています。 ■意見箱に入る意見については、毎月1回確認し、施設運営に係るような検討事項については、職員会議で協議したものを各フロアに掲示する等対応しています。ただ、意見の確認が月に1回ということは、回答や面談などの対応が時機を逸することがあり得ますので、できるだけ早く子どもたちにフィードバックする仕組みの採用が望まれます。	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】 ■法人として苦情解決の仕組みが確立し、施設内の事務所や各フロアに苦情解決責任者、第三者委員のことが掲示され、また法人のホームページには、苦情解決の仕組みの説明や苦情の有無の報告が開示されています。 ■今後は、子どもや保護者等により分かりやすく説明できるよう、意見をどのように扱い対応していくのかプロセスについての周知を図るため、仕組みをフローチャート化したものを掲示したり、また保護者等に苦情カードやアンケートを配布するなど、より積極的なPRの工夫が望まれます。	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】 ■入所時に子どもたちに配布する書類等の中では、施設生活の説明や担当者等の確認とともに、子どもが意見を述べる方法についても説明されています。 ■子どもへの個別の聴き取りの実施や外出時での意向確認、意見箱の設置など、できる限り子どもが相談や意見が述べやすいような環境を用意しながら、担当職員は子どもたちとの信頼関係の構築に努めています。 ■今後は、ホームページによる苦情受付体制の整備や保護者等の来園時にも意見が述べやすい環境づくりのさらなる取組みが望まれます。	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】 ■意見箱の内容において、内容が個人的なものについては担当者等が個別に面談を行なって相互理解を深め、一方、施設全体の運営や支援に関わる意見については、施設長と主任で検討し、職員会議等を通じて周知し、組織的かつ定期的に対応しています。しかし、子どもからは、意見箱を開けるのが一か月に1回なので回答が遅いことがあるとの意見もあり、今後、意見箱の開函頻度、意見の扱い方などを見直し、組織的かつ迅速に対応していくことが強く望まれます。 ■子どもが意見を安心して自由に言えることができる環境づくりについて、マニュアル整備が必要です。また、「意見箱担当」の職員を設けるなどの検討も望まれます。	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 ■リスクマネジメントは、子ども養育・支援における安心・安全の土台をなすものと言えます。健康面、事故防止、発生時の対応、原因の分析、責任の明確化、再発防止などが文書に明記されているとともに、日常業務の中でも繰り返し点検することが求められます。 ■より細かなマニュアルの整備とリスクマネジメント体制のさらなる充実強化が求められます。	

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■子どもの生命と健康の確保のため、感染症の予防及び発生時の適切な対応は極めて重要です。そのために、感染症についての的確な専門知識を有する者が中心になって、感染症マニュアルを整備するとともに、その予防や発生時の対応についてリーダーシップを発揮することが必要です。</p> <p>■看護師が配置されていない中で、やむなく栄養士が中心になって感染症予防の啓発等を行っていますが、法人の他の施設に配置されている看護師や嘱託委との連携や協力を得て、マニュアル整備をはじめ感染症に対する組織的な取り組みが早急に求められます。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■災害発生時の対応体制が定められています。食料の備蓄については種類を増やして対応していますが、備品リストについては現在整備中です。</p> <p>■防災訓練計画は、施設の立地条件を考慮して、火災、土砂災害、地震等を想定して取組まれています。</p> <p>■災害時においても養育・支援を継続するための「事業継続計画(BCP)」については、中長期計画において整備することとして取り上げられており、今後の整備作業が待たれます。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■施設独自の支援マニュアルを「児童福祉施設援助指針」を参考に早急に整備し、作成後も随時内容の見直しを行なって、現況に即したものとしていくことが求められます。</p> <p>■養育・支援の方法については、日々の引継ぎや打ち合わせにおいて口頭でのやり取りによって確認されていますが、子どもの権利擁護やプライバシー保護等についての職員ごとのチェックシートを整備して、常時確認できるようにすることが求められます。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>■養育・支援の「標準的な実施方法」の整備が不十分な中では、生活記録のまとめを自立支援計画に反映させながら、必要に応じた計画の見直しがなされることが大切です。計画の見直しは年度変わりだけでなく、児童の状況・状態の変化に即応して、適時に行なわれなければなりません。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>【コメント】</p> <p>■引継ぎや諸会議において、養育・支援の内容や方法についての話し合いが行われますが、自立支援計画のスムーズな作成につなげるには、適切に様式化された「アセスメント票」の作成が望まれます。また、それは、外からスーパーバイザーを招いて行なわれているカンファレンスでの効率的・合理的なケース検討にも有益と考えます。</p> <p>■自立支援計画の作成要領が作成され担当者、グループリーダー、主任で確認がされています。</p>	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■自立支援計画の作成に関しては、「記入要領」が用意されていますが、自立支援計画の意義や制度上に位置づけ、作成手順、当事者や保護者参画のあり方、評価・検討とその時期、合議のあり方や計画変更の仕組み、周知・共有化等々についても明示された「自立支援計画の作成等に関する要領」にすることが求められます。また、フロー図で示すなどして分かりやすくすることも大切です。</p>	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】		
<p>■「子どもの生活記録記入要領」は、ただ単に記録の書き方だけでなく、記録の本来的意義から具体的な表記例なども示して充実させ、新任職員の研修などの資料として用いることのできるものとするのが求められます。</p> <p>■子どもの記録をデータ化しサーバーで共有する試みなど、さらなるPCの有効活用を期待します。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】		
<p>■個人情報保護規定を、より分かりやすく、実際の運用もより円滑になるよう、管理の一覧表を作成するなどして、随時確認ができるようにすることが望まれます。</p> <p>■施設としての個人情報の取り扱いについて、今後、ホームページや入所のしおりなどに示して子どもや保護者に発信することが求められます。</p>		

内容評価基準 (25項目) □

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】		
<p>■まずは、早急に「支援マニュアル」を整備し、子どもの権利擁護について明瞭に文書化することによって、職員の理解と周知徹底を図ることが求められます。</p> <p>■引継ぎや諸会議、打ち合わせ等の記録を、職員一人ひとりが定期的に関覧することを努力義務とし、また、それが実行されているかどうかの確認ができる仕組みづくり、また、日常の養育・支援において「権利擁護」が実践されているかどうかについて点検を行なう組織(委員会等)を設けるなどの方法もあります。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】		
<p>■日々の生活の中で子ども同士のトラブルの際などに権利ノートを活用することもできます。</p> <p>■子どもの権利擁護について、職員一人ひとりが携帯する自己点検の「チェックシート」を準備し、定期的にそれをもとに職員間で話し合いを持つなどして、平素から意識化する取り組みが望まれます。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>■子どもの生き立ちに関する支援の取り組みが、心理士との連携によって丁寧な見立てのもとで実施されています。</p> <p>■主に高校生に対して、児相のケースワーカーによりライフストーリーワークが行われており、自立に向けた準備がなされています。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>■体罰や不適切なかかわりが発生した場合の対応マニュアルが未整備です。早期の作成が求められます。</p> <p>■人権侵害の救済に関するアクセスについて、より分かりやすいように工夫された資料等の検討が望まれます。。</p>		

(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■子どもたちの意見表明の場や機会の確保のため、子ども(集団)の年齢に応じた自治会の組織・運営が求められます。</p> <p>■子どもたちのニーズを、個々の状況に応じ個別化して対応できるような仕組みづくりについて工夫・検討が望まれます。</p>		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<p>■子どもの入所にあたっては、子どもの不安を少しでも軽減できるよう、細やかな気配りが意識されています。</p> <p>■子どもの支援の継続性を考慮して、きょうだい交流、措置変更前の施設の職員とも交流を継続するなどしています。また、退所する子どもたちに対しては、困ったときには連絡をしてくれるよう促し、相談等には快く応じて支援しています。</p>		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■把握した退所者の状況やアフターケアの記録を、自立支援専門相談員等が中心となって整えていくことが望まれます。</p> <p>■コロナ禍によって、卒園生が集まる行事が実施できていません。職員にとっては、これまでの支援を評価したり、子どもたちにロールモデルを示す機会でもあるので、何らかの形で交流機会を設けるための工夫に努めてほしいと考えます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】		
<p>■心理職との連携・協働により、子どもたちの適切な理解に努め、支援に繋がっています。</p> <p>■子どもたちへのアンケートを定期的実施し、子どもたちへの対応を振り返ったり、おもてに表わさない・現れない子どもの心情について思いを遣ってみるという姿勢は大切です。</p>		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
<p>■子どもと職員が個別に触れ合う時間を確保するために、一対一で外出する機会を確保しています。</p> <p>■夜間の管理体制において特に幼児棟の宿直体制については、対応が十分でないところがあります。職員のやりくりが容易でないことは理解できますが、今後、夜勤体制についての検討も必要かと思われまます。</p>		
③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】		
<p>■子どもたちが失敗体験(スマートフォン使用上での例など)を通じて物事を学べるよう意識し、配慮されています。</p> <p>■施設にいるうちの失敗は、職員と一緒に振り返りができ、適切な支援も得ることができます。</p> <p>■夕方の時間帯は職員体制が十分でない時もあります。勤務シフトの改善や工夫の余地はないかの検討が望まれます。</p>		

	④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■実施されているプログラムが、個々の子どもたちの発達課題に十分に対応したものとは言い切れない面があります。できれば、プログラム全般の総括的な見直しを試み、個別的な取り組みの可能性を模索してみてください。</p> <p>■コロナ禍により、子どもの学びや遊びを保障する資源の活用は難しくなっています。感染状況を見ながら、ボランティアの活用等も考えに入れて、取り戻しに向けた検討が望まれます。</p>		
	⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■子どもたちが社会生活を営む上で必要なものごとについて、どうすればうまく身に付けられるかを絶えず意識しながら、買い物や地域での諸活動に参加させています。</p> <p>■高校生のスマートフォン使用について見守りながら、失敗があった時には職員と一緒に考え、生きた学びの機会としています。</p>		
(2) 食生活		
	① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■食事は、大食堂とユニットで摂る子どもたちがいますが、アルバイトやクラブ活動で遅くなる子どもの食事が孤食になることがあるため、何らかの配慮が必要です。</p> <p>■コロナ禍により、このところは行なわれていませんが、簡単な食事やおやつづくりの機会を設けています。</p>		
(3) 衣生活		
	① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■中学生以上は、子どもたち自らが洗濯するように促していますが、入所前の生活環境も個々で異なっているため、衣習慣の習得や定着は容易ではありません。</p> <p>■子どもたちの衣類購入には、一人ひとり個別に職員が付き添い、好みの聞き取りや選択に時間のゆとりを持って対応しています。</p>		
(4) 住生活		
	① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■全体的に中舎の生活形態で、家庭的な生活環境の整備は進んでいません。今年度中に2つ目の地域小規模児童養護施設を開設する予定でしたが、まだ実現していません。今後、家庭的養護の推進に向けた住環境整備の加速が期待されます。</p> <p>■児童棟の建て替え計画も具体的ではありません。そうした中で、食事を個別で摂っているユニットもあります。家庭的養護の推進について“できることから進めていく”という取り組みが期待されます。</p>		
(5) 健康と安全		
	① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■コロナ禍での対応が、嘱託医ではなく、かかりつけの内科医の協力によりなされているということでした。「専門」ということも関係してきますが、嘱託医との連携をどのように図っていくのかについて検討が必要です。</p> <p>■感染症等への特別に必要な対応や医療的な中身の研修の企画・実施については、法人内の他事業所配属の看護師の協力を得ることも検討してください。</p>		

<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■施設内の子どもたちに男女交際を制限するのではなく、子どもたちが「正しい性の知識」を獲得していくための取り組みが求められます。</p> <p>■他施設の取り組みに倣って、外部講師を招くなどして職員自身が正しい知識や年齢に応じた性教育のノウハウを習得し、子どもたちに適切に伝え育んでいく、今後の着実な実践が期待されます。</p>		
<p>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>	<p>① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■子どもの問題行動は施設全体で共有していますが、支援内容の詳細までは共有できておらず施設全体での配慮には至っていません。ユニットごとの子どもの問題行動の対応だけではなく、カンファレンス等により施設全体の問題として位置づけて対応を考える体制づくりが求められます。</p> <p>■2つ目の地域小規模児童養護施設や、本体の小規模化推進をも見据えて、新たな体制づくりへのさまざまな準備に入る心構えも必要な時期でもあります。</p>		
	<p>② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■問題発生の予防や対策について、年度替わりに職員配置や勤務形態の点検が行われていますが、年度途中であっても必要に応じて柔軟に見直しを行ない、問題に対応していくことが求められます。</p> <p>■子ども間の問題発生については、施設で抱え込むことなく速やかに関係機関に報告し連携して対応することができています。</p>		
<p>(8) 心理的ケア</p>	<p>① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■心理療法担当職員と生活支援にあたる職員とが円滑な連携によって、子どもの支援にあたることができている。</p> <p>■外部から心理の専門家を招いて心理療法担当職員へのスーパーバイズが行なわれています。</p>		
	<p>① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■施設全体としては学習室が確保されていますが、それぞれの棟舎ごとに整備されることが望まれます。</p> <p>■通塾や施設内での行なわれる塾、また、学校の支援を得ての障がいのある子どもへの学習などが行なわれています。</p> <p>■基礎学力の低い子どもに対してのフォローアップができていません。そのニーズは決して低くないと思われるので、何らかの方策についての検討が求められます。。</p>		
	<p>② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■施設独自の奨学金制度を整備し、高等教育への進学を希望する子どもたちに経済的な支援を実施しています。また、措置延長やアフターケアによる教育の保障も行なわれています。</p> <p>■高校中退した子どもに対しては、措置を継続しての支援は行なえていません。今後、高校を中退した子どもへの必要な支援について児童相談所と協議し、他の社会資源の活用も含めた支援継続の方法について模索していくことが期待されます。</p>		

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

- これまで、高等教育への進学を希望する場合、多くは資金を得るためにアルバイトをし、そのためにクラブ活動を諦めることなどもありましたが、奨学金等の充実によりいくらか事情の変化が起きています。
- 今後、高卒での就職自立でなく、大学等への進学が増えてくることが予想されます。施設としては、生活の安定を考え、措置延長や就学者自立支援事業のための体制づくりが求められます。
- 施設でアパートを借り上げ、高卒での就労自立に向けた一人暮らしの練習として自立訓練を行なっています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

- 家族との信頼関係を築き、子育てについての考え方を共有できるよう努力しています。
- ケースカンファレンスに家庭支援専門相談員が参加し、家族再統合に向けた親子関係再構築支援について個別事情に着目しながら検討を進めています。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

- 家庭復帰に向けてケースカンファレンスで確認された支援内容が施設全体で共有し、それぞれの立場で支援することができるよう、組織的な仕組みの構築が求められます。
- 家庭復帰が困難な子どもについても、ライフヒストリーワークの取り組みや、家族の意向を確認しながら里親委託の模索なども行なっています。